11月9日～15日は 秋の火災予防運動期間です

火のしまつ　君がしなくて　誰がする

11月9日から15日までの7日間は秋の全国火災予防運動期間です。

昨年、住宅火災による全国の死者数は1152人。このうち685人は65歳以上の高齢者で全体の約60％を占めています。

高齢者の逃げ遅れを防ぐため、6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。まだ設置されていない住宅は早急に設置をお願いします。悪質な訪問販売にもご注意ください。

また、依然として放火（放火の疑い含む）火災が出火原因の第1位となっています。建物の周囲に燃えやすいものを置かないよう、皆さん一人ひとりが日ごろから注意しましょう。

119番、正しい通報 素早い活動！

11月9日（日）は「119番の日」です。最近、119番による火災や病院等の問い合わせ、いたずらや間違い通報が大変多くなっています。

119番通報は、一刻を争う火災や救急・救助出動を要請するための大切な通報手段です。

緊急を要しない問い合わせ等は次の方法でお願いします。

・火災（消防車の出動）の問い合わせはテレホンサービス（☎0180・99・4944）へ。

・病院等の医療機関情報の問い合わせは深谷市消防本部指令課（☎571・0119）へ。

防火ポスターコンクール 寄居町から9人が入賞

深谷市消防本部と深谷市危険物安全協会の主催で、深谷市・寄居町の小学生を対象に、防火ポスターの作品を募集したところ、575点の優れた作品が寄せられました。審査の結果、寄居町からは次の方々が入賞されました。なお、作品については11月15日（土）・16日（日）の2日間、寄居町産業文化祭で展示します。

特選　志村　千尋さん（寄居小6年）

入選　大久保里帆さん（寄居小6年）
菊地　准朗さん（寄居小6年）
渡邊　彩さん（寄居小6年）
今井　佳菜さん（男衾小6年）
塚越　樹さん（寄居小5年）
石澤　潤さん（桜沢小5年）
渡邉　英寿さん（寄居小4年）
西川　茉佑さん（桜沢小4年）

問い合わせ／深谷市消防本部（☎571・0119）へ。

建退共制度をご存じですか？

建退共制度とは、建設現場で働く方々のために、『中小企業退職金共済法』という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に、働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主／建設業を営む方
対象となる労働者／建設業の現場で働く方
掛金／日額310円
特長／
①国の制度なので安心・確実、申込手続きは簡単です。
②事業主が変わっても、退職金は企業間を通算して計算されます。
③経営事項審査で加点評価の対象となります。
④掛金の一部を国が助成します。
⑤掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

建設業退職金共済事業本部のホームページ（http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/）に、退職金の試算やパンフレットの請求等、建退共制度の知りたい情報が掲載されています。

問い合わせ／建退共埼玉県支部（☎048・861・5111）へ。

住生活総合調査にご協力ください！

国土交通省では、都道府県・市町村の協力のもと、12月1日を基準日として、全国各地で「平成20年住生活総合調査」を行います。

この調査は、皆さんが、住宅について日ごろどのように考えているかなどを調査するもので、国や地方公共団体の住宅政策を行ううえで重要な資料となるものです。対象は、今年10月に実施された「住宅・土地統計調査」から抽出した全国約10万世帯です。

11月24日から12月7日までの間、統計調査員証を携えた調査員が対象となった世帯を訪問しますので、ご協力をお願いします。

○調査項目
①住宅およびそのまわりの環境についての総合評価、住宅についての満足度
②最近5年間の居住状況（世帯人員、建て替え、増改築等）の変化
③住宅の住み替え・改善の意向および計画
④現在の住宅での居住継続意向、住み替え時の住宅、立地等に関する希望
⑤親と子の住まい方　等

問い合わせ／埼玉県都市整備部住宅課企画担当（☎048・830・5571）またはまちづくり課（☎581・2121内線241）へ。

農業機械による農作業の事故防止について

秋は日暮れも早く、収穫作業にも追われ、農作業の事故発生が懸念される時期です。日ごろの作業を見直し、農作業の事故防止に努めましょう。

■ゆとりをもった作業計画を立てましょう。無理な農作業は事故を招く原因となります。また、慣れた作業でも思わぬ事故が発生することがあります。慣れた作業こそ慎重に行いましょう。

■作業を始める時は、周囲に人がいないことを確認しましょう。また、作業時には補助作業者と合図の徹底をしましょう。

■機械の調子がおかしいと感じた時は、必ずエンジンを止めて確認しましょう。

■農耕車は低速で走行しているため、発見が遅れ事故が発生することがあります。特に視界の悪い明け方や夕暮れ時は追突事故に注意しましょう。早めの点灯を心がけ、反射テープや低速車マーク等を装着しましょう。

■路肩脇の斜面や用水路に転落しないよう、トラクターの運転は慎重に行いましょう。

問い合わせ／産業振興課（☎581・2121内線403）へ。

年金あれこれ

11月は「ねんきん月間」です

平均寿命がのびるとともに、老後を過ごす時間も長くなっています。老後の生活を安心して過ごすためには、確実な収入源である国民年金や厚生年金などの公的年金は、なくてはならないものです。

この機会に、年金についてご家族で話し合ってみてはいかがでしょうか。

現況届の提出は原則不要です

社会保険庁では手続きの簡素化を図るため、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を活用して現況確認を行っています。

これにより、毎年、誕生月に提出をしていただいていた「年金受給権者現況届」（現況届）が、平成18年10月から原則不要となりました。

ご注意ください

住基ネットを活用しても現況が確認できない方（外国籍の方や、社会保険庁と住基ネットの情報が相違している方等）は、今後も現況届の提出が必要です。

また、住基ネットで現況が確認できる方でも、加給年金額対象者の生計維持確認や障害年金の診断書等の提出は引き続き必要です。

加給年金額を受けられるかどうかの生計維持の確認が必要な方は、社会保険庁から送付される「生計維持確認届」を提出してください。

障害年金を受給されている方のうち、障害の程度の確認が必要な方は、医師等による診断書を提出してください。「障害状態確認届」がこれまでの現況届と同様、誕生月の前月末ごろに送付されます。記入もれや、提出期限までに提出いただけない場合は、年金の支払いが一時停止されますのでご注意ください。

もしものときの遺族基礎年金

国民年金に加入中の方、または老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方が亡くなったときは、その方によって生計を維持されていた「18歳到達年度の末日までの子（20歳未満で国民年金法で定める1級、2級の障害のある子）のいる妻」または「子」に遺族基礎年金が支給されます。

遺族基礎年金を受け取るためには、**死亡日の前々月までの加入期間のうち3分の2以上、保険料を納めているとき、あるいは死亡日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと**が必要です（免除・若年者納付猶予・学生納付特例期間は保険料を納めた期間と同じように扱われます）。

問い合わせ／国民年金電話相談センター（☎525・1844）、熊谷社会保険事務所（☎522・5158）、または町民課（☎581・2121内線108・109）へ。